

議案第 4 3 号

清水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

清水町固定資産評価審査委員会条例（平成11年清水町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「前項の規定に従って弁明書が提出された」を「正副2通の弁明書の提出があった」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。